

報道取材情報（沼津市）

平成 31 年 1 月 25 日（金）発表

名称等 沼津市ヘルプカードの配布を開始します

配布開始日 平成 31 年 2 月 1 日（金曜日）～

配布場所 沼津市庁舎別館 1 階 障害福祉課窓口

担当 市民福祉部 障害福祉課

直通 055-934-4829 内線 3143

1 内容

障害などで周囲の配慮・援助を必要とする人が、その支援の内容等を伝える手段として活用できる「沼津市ヘルプカード」を配布します。

ヘルプカードは、緊急時や災害などの際に、必要な支援や配慮などの情報を周囲の人にお知らせすることができるコミュニケーションツールであり、本市でも配布しているヘルプマークと共に「配慮が必要な人」と「手助けできる人」を結ぶものです。

平成 24 年度に東京都が標準様式及び区市町村向けのガイドラインを作成し、ヘルプマークとともに全国的に普及が広がりつつあります。

2 経緯・経過

障害のある人の中には、コミュニケーションが困難な人、言語に障害のある人など、いざという時に自分から他の人に支援や援助を呼びかけられない人がいます。

また、地域の人などからは、災害時や体調不良時など、障害のある人をどのように支援してよいか分からないといった声がありました。

そこで、一人ひとりで異なる支援の内容やかかりつけの医療機関、緊急連絡先等を書き込むことができ、支援する方に一目で正確な内容が伝わるヘルプカードを導入します。

3 目的・効果

本人や家族にとって、ヘルプカードを携帯することでいざという時の安心につながるほか、ヘルプカード等が広く社会に認知されることで、お互いを思いやり助け合う「共生社会」の促進にもつながります。

4 特徴

○折り畳み式で障害者手帳や財布等に収納できるサイズです。

○記入できる内容には、市内の障害福祉関係団体等の意見を反映させました。

○障害者手帳の有無は問わず、周囲の支援や配慮を必要とする人に配布します。

○全国的に採用例が多い東京都の標準様式を使用することで、旅行等で他の地域に出かけた際にも、必要な支援を受けやすくなることが期待できます。

○障害福祉課での対面配布を基本としており、ヘルプマークとヘルプカードを併用した効果的な使用方法をご案内します。

○視覚障害の方向けに、一部点字表示のヘルプカードを用意しています。記入は職員がお手伝いします。

○市ホームページからのダウンロードも可能で、かかりつけ医や連絡先の変更など、書き込み内容の更新にも速やかに対応できます。